



平成 28 年 5 月 18 日

各 位

上場会社名	和弘食品株式会社	
代表者	代表取締役社長	和山 明弘
(コード番号	2813)	
問合せ先責任者	常務取締役管理本部長	市川 敏裕
(TEL	0134-62-0505)	

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 53 期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1)当社は連結計算書類作成会社となったため現行定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)につき所要の変更を行うものであります。

(2)機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、変更案第 44 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するとともに、現行定款第 45 条(剰余金の配当の基準日)の一部を変更し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条(自己株式の取得)、同第 46 条(中間配当)を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 23 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 23 日(予定)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 【第 6 条】 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得) 【第 7 条】<u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>【第 8 条～第 12 条】 (条文省略)</p> <p>第三章 株主総会 【第 13 条～第 16 条】 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 【第 17 条】当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>【第 18 条～第 43 条】 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第七章 計 算</p> <p>(事業年度) 【第 44 条】 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 【第 45 条】当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(中間配当) 【第 46 条】<u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間等) 【第 47 条】 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 【第 6 条】 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>【第 7 条～第 11 条】 (現行どおり)</p> <p>第三章 株主総会 【第 12 条～第 15 条】 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 【第 16 条】当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>【第 17 条～第 42 条】 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第七章 計 算</p> <p>(事業年度) 【第 43 条】 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 【第 44 条】<u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 【第 45 条】当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> 3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当の除斥期間等) 【第 46 条】 (現行どおり)</p>

以 上